

## 温室効果ガス排出量

### ●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築
- 小項目(政策の方向性) ■ 低炭素型ライフスタイルの促進や水素エネルギーの活用など地球環境保全の取組促進

【何を測る指標か】

地球温暖化防止対策の進捗状況を測る指標

【定義・算出式】

二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの道内排出量の合計

【出典】

北海道環境生活部「北海道温室効果ガス排出量実態調査」、毎年調査、概ね調査年の3年後の11月公表

### ●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成24年度(2012年度) 7,245万t-CO<sub>2</sub>

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 6,099万t-CO<sub>2</sub>以下

【目標値設定の考え方】

「北海道地球温暖化対策推進計画における削減目標の改定」(平成26年(2014年)12月)において、現状の温室効果ガス排出量、人口、経済成長率などの将来推計、施策等の効果による削減見込量を算定し、令和2年度(2020年度)の目標値を6,099万t-CO<sub>2</sub>と設定していることから、それ以下を目標値として設定

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)1月1日時点での最新の統計数値

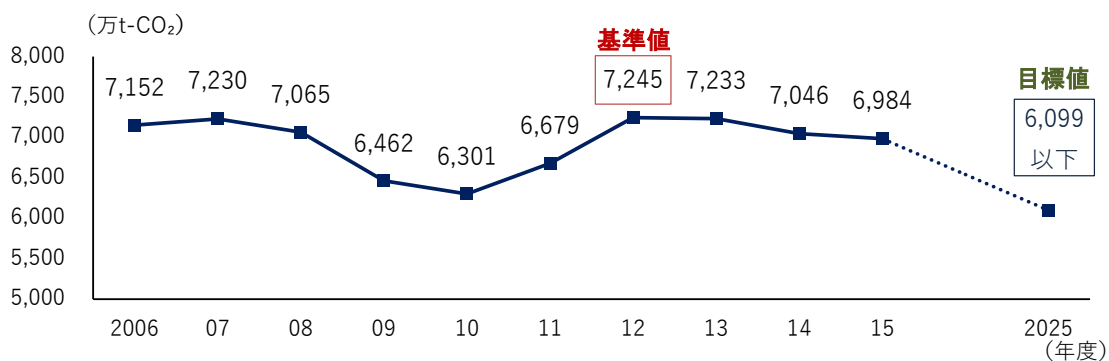
平成27年度(2015年度) 6,984万t-CO<sub>2</sub>

<達成度合の分析>

本道は積雪寒冷、広域分散の地域特性などにより、全国と比べて家庭部門と運輸部門の排出割合が高くなっていることなどから、指標が低調となっている。引き続き温室効果ガスの削減に向けた取組を推進していく。

### ●データ

年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
温室効果ガス排出量	7,152	7,230	7,065	6,462	6,301	6,679	7,245	7,233	7,046	6,984
							基準値			実績値



## 循環型社会の形成状況（循環利用率）

### ●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築
- 小項目(政策の方向性) ■北海道らしい循環型社会の形成

【何を測る指標か】

循環型社会の形成の進捗状況を測る指標

【定義・算出式】

経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量の占める割合  
・循環利用量とは、廃棄物のうち循環利用される量であり、具体的には

- ①一般廃棄物の集団回収量
  - ②中間処理に伴う資源化量及び直接資源化量
  - ③産業廃棄物の有価物量及び再生利用量
  - ④未利用バイオマスの利活用仕向量(湿潤重量ベース)
- の合計

【出典】

北海道環境生活部調べ 5年ごと調査、概ね調査年の翌々年12月公表

### ●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値  
平成24年度(2012年度) 14.5%

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 16.0%

<目標値設定の考え方>

3R(廃棄物などの発生抑制(リデュース Reduce)、再使用(リユース Reuse)、再生利用(リサイクル Recycle))を一層推進することにより、基準値より1.5%向上させることをめざし、目標値を設定

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)1月1日時点での最新の統計数値

平成29年度(2017年度) 15.7%

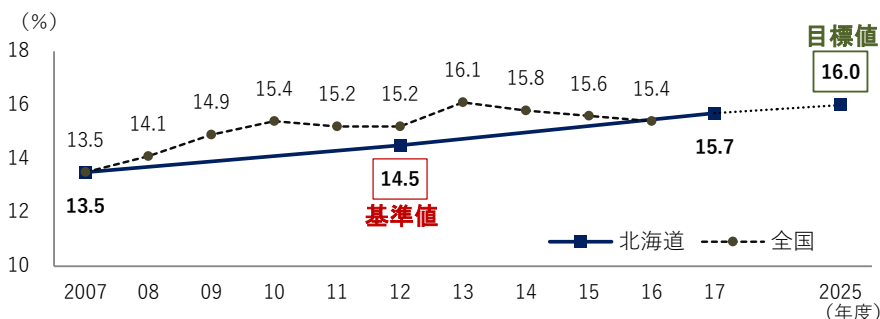
<達成度合の分析>

目標の達成に向けて順調に推移しているが、国では、平成30(2018)年6月に策定した「第4次循環型社会形成基本計画」において、令和7年度(2025年度)の全国の目標値を18%に設定しており、道も引き続き、循環利用率の更なる向上に向けた取組を進めることが必要である。

### ●データ

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
北海道	13.5	—	—	—	—	14.5	—	—	—	—	15.7
全国	13.5	14.1	14.9	15.4	15.2	15.2	16.1	15.8	15.6	15.4	

基準値 実績値



循環型社会の形成状況（廃棄物の最終処分量）

●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築
- 小項目(政策の方向性) ■北海道らしい循環型社会の形成

【何を測る指標か】

循環型社会の形成の進捗状況を測る指標

【定義・算出式】

道内の一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分量の合計

【出典】

環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」及び北海道「産業廃棄物処理状況調査」、毎年調査、概ね翌々年12月公表

●指標の達成状況

【①基準値】※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値  
平成24年度(2012年度) 112万t

【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 86万t

<目標値設定の考え方>

3R(廃棄物などの発生抑制(リデュース Reduce)、再使用(リユース Reuse)、再生利用(リサイクル Recycle))の一層の推進などにより、平成24年度(2012年度)実績から約23%削減させることを目標として設定している。

【③実績値】※「実績値」は令和2年(2020年)1月1日時点での最新の統計数値

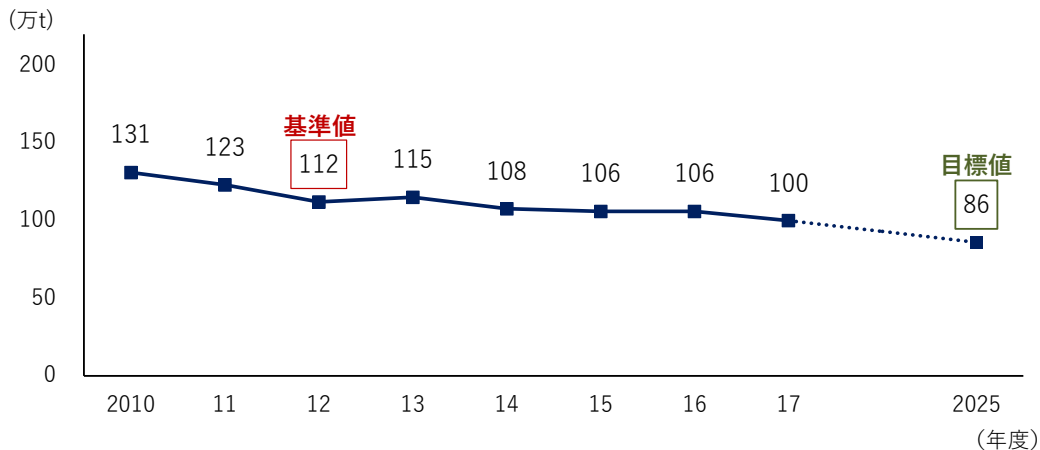
平成29年度(2017年度) 100万t

<達成度合の分析>

減少傾向にあり、概ね順調に推移している。引き続き、最終処分量削減に向けた取組を推進していく。

●データ

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
最終処分量	131	123	112	115	108	106	106	100
			基準値					実績値



### 治安情勢（刑法犯認知件数）

#### ●指標の説明

##### 【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり

##### 【何を測る指標か】

犯罪のない地域社会の構築の状況及び道民生活の安全の確保の度合いを測る指標

##### 【定義・算出式】

警察において発生を認知した刑法犯の数

・「刑法犯」とは、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上(重)過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を除いた「刑法」に規定する罪で、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」等、刑法に関連する一定の特別法も含む。

##### 【出典】

警察庁「犯罪統計資料」 毎年調査、2月頃公表

#### ●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値  
平成26年(2014年) 40,359件

##### 【②目標値】

目標年: 令和7年(2025年) 目標値: 前年実績以下

##### <目標値設定の考え方>

刑法犯認知件数は経済社会情勢の変化などにより毎年変動するものですが、できる限りこの件数を減少させながら検挙率を上げることがをめざし、前年実績以下を目標としている。

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)1月1日時点での最新の統計数値

平成30年(2018年) 25,459件

##### <達成度合の分析>

街頭活動の強化など、犯罪の抑止につながる警戒・検挙活動や犯罪情勢に即した犯罪抑止対策など様々な取組を実施したことが、刑法犯認知件数を減少させていると考えられる。

#### ●データ

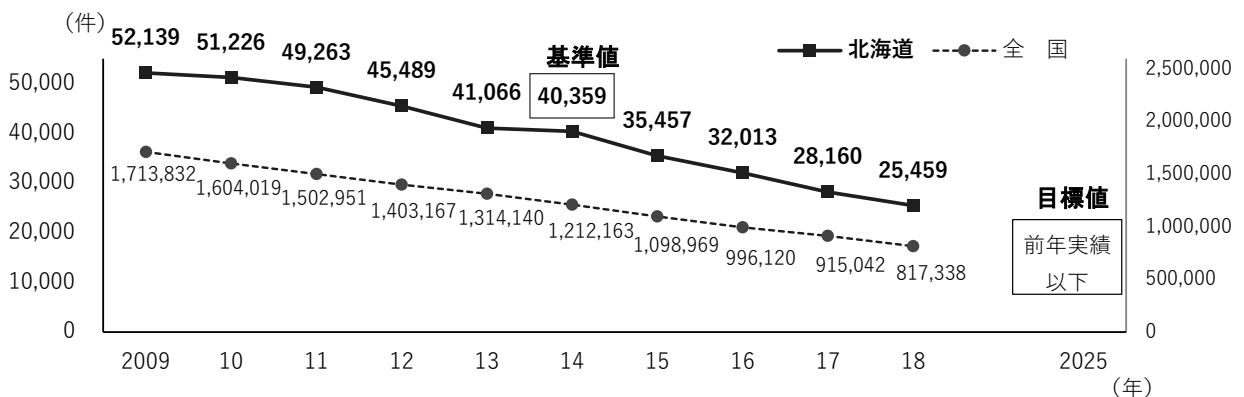
刑法犯認知件数の推移

(単位: 件)

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
北海道	52,139	51,226	49,263	45,489	41,066	40,359	35,457	32,013	28,160	25,459
全国	1,713,832	1,604,019	1,502,951	1,403,167	1,314,140	1,212,163	1,098,969	996,120	915,042	817,338

基準値

実績値



### 治安情勢（重要犯罪の検挙率）

#### ●指標の説明

##### 【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり

##### 【何を測る指標か】

犯罪のない地域社会の構築の状況及び道民生活の安全の確保の度合いを測る指標

##### 【定義・算出式】

警察が認知した重要犯罪の件数のうち、検挙した件数の割合です。

・「重要犯罪」とは、殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買及び強制わいせつ事件をいう。

##### 【出典】

警察庁「犯罪統計資料」、毎年調査、2月頃公表

#### ●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年(2014年) 72.7%(過去5年平均 66.2%)

##### 【②目標値】

目標年: 令和7年(2025年) 目標値: 過去5年平均以上

##### <目標値設定の考え方>

犯罪認知件数は経済社会情勢の変化などにより毎年変動するものであるが、できる限りこの件数を減少させながら検挙率を上げることを目指し、過去5年間の平均値よりも向上させることを目標としている。

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)1月1日時点での最新の統計数値

平成30年(2018年) 88.1%(過去5年平均72.8%)

##### <達成度合の分析>

迅速・的確な初動捜査をはじめ、防犯カメラ画像の収集・分析やDNA型鑑定など客観証拠を重視した捜査を推進したことにより、過去5年間の平均を上回っていると考えられる。

#### ●データ

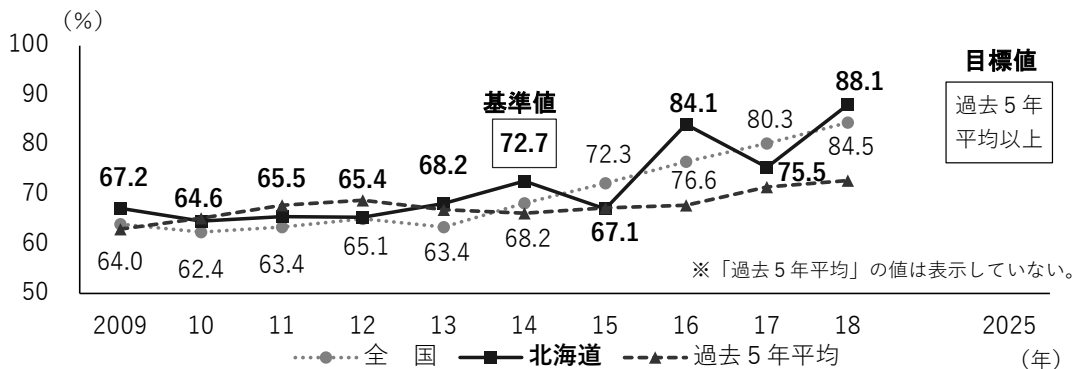
重要犯罪の検挙率の推移

(単位:%、件)

年	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
全国	64.0	62.4	63.4	65.1	63.4	68.2	72.3	76.6	80.3	84.5
北海道	67.2	64.6	65.5	65.4	68.2	72.7	67.1	84.1	75.5	88.1
過去5年平均	63.0	65.2	67.8	68.8	66.9	66.2	67.3	67.8	71.5	72.8
認知件数	509	523	472	532	559	444	493	397	351	328
検挙件数	342	338	309	348	381	323	331	334	265	289

基準値

実績値



## 消費者被害防止地域ネットワーク組織数(累計)

### ●指標の説明

#### 【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■ 道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり

#### 【何を測る指標か】

高齢者等の消費者被害の未然防止や早期発見への取組状況を測る指標

#### 【定義・算出式】

道内における消費者被害防止地域ネットワークの組織数

・消費者被害防止地域ネットワークは、自治体、警察、各種団体が連携して消費者被害の防止のために見守り等に取り組む組織

#### 【出典】

北海道環境生活部調べ、毎年調査、3月確定

### ●指標の達成状況

【①基準値】※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年度(2014年度) 52組織

#### 【②目標値】

目標年: 令和7年度(2025年度) 目標値: 74組織

#### <目標値設定の考え方>

地域における消費者被害防止の取組が広がるよう、1年に2組織ずつ増加させることをめざし、目標値を設定している。

【③実績値】※「実績値」は令和2年(2020年)1月1日時点での最新の統計数値

平成30年度(2018年度) 69組織

#### <達成度合の分析>

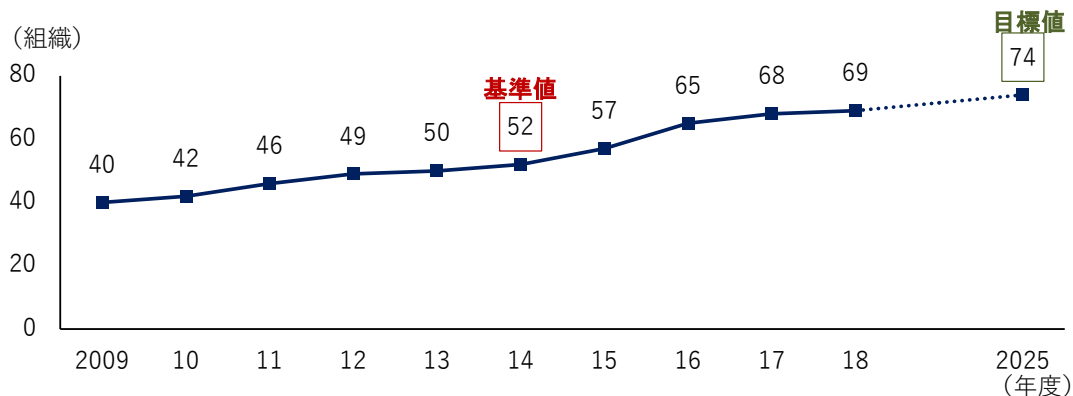
消費者被害防止地域ネットワークの設置促進に向けた取組の効果が現れており、順調に推移している。

### ●データ

(単位:組織)

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
組織数	40	42	46	49	50	52	57	65	68	69

基準値 実績値



## HACCP手法による衛生管理導入施設数（累計）

### ●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■豊かな食生活を実現する食の安全・安心の確保

【何を測る指標か】

食品関係施設における食品の安全性確保に向けた取組状況を測る指標

【定義・算出式】

HACCPによる衛生管理を導入している以下の施設の数

- ①食品衛生法施行細則第23条の3第1項の規定に基づく届出施設数
- ②北海道HACCP自主衛生管理認証施設数
- ③HACCPに基づく衛生管理導入の評価施設数
- ④食品衛生法第13条に基づく総合衛生管理製造過程承認施設数
- ⑤対米・対EU輸出水産食品取扱認定施設数
- ⑥民間機関によるHACCP認証取得施設数
- ⑦認証等を受けていないHACCP導入施設数

・HACCPとは、「Hazard Analysis and Critical Control Point」(危害要因分析重要管理点)の略であり、原料の受入から製造・出荷までの各工程において、危害要因をチェックし、製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つの製品の安全性を保証しようとする食品衛生管理手法。

【出典】

北海道保健福祉部調べ、毎年調査、6月頃確定

### ●指標の達成状況

【①基準値】 ※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値

平成26年度(2014年度) 511施設

【②目標値】

目標年: 令和5年度(2023年度) 目標値: 2,250施設

<目標値設定の考え方>

平成30年(2018年)6月に食品衛生法が改正され、HACCPに沿った衛生管理が制度化されました。令和2年(2020年)から施行予定のHACCP制度化へ対応し食品の安全性・信頼性を確保するため、HACCPに沿った衛生管理の導入をさらに進めることとし、目標値を設定している。

【③実績値】 ※「実績値」は令和2年(2020年)1月1日時点での最新の統計数値

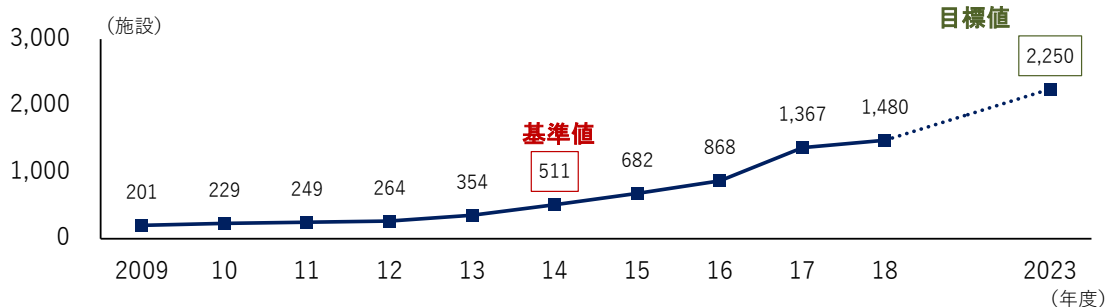
平成30年度(2018年度) 1,480施設

<達成度合の分析>

HACCPの導入は着実に進展している。令和2年(2020年)のHACCP制度化施行に向け、引き続き取組を推進する。

### ●データ

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
施設数	201	229	249	264	354	511	682	868	1,367	1,480
						基準値				実績値



## 人権侵犯事件数(人口10万人当たり)

### ●指標の説明

【対応する政策】

- 大項目(分野) 1 生活・安心
- 中項目(政策の柱) (5) 道民生活の安全の確保と安心の向上
- 小項目(政策の方向性) ■人々が互いに尊重しあう社会づくり

【何を測る指標か】

人権が尊重された社会づくりの進展状況を測る指標

【定義・算出式】

法務省の人権擁護機関において、人権侵犯の疑いのある事案について措置を講じたものの件数。法律などに違反した行為だけに限らず、広く、憲法や世界人権宣言の基本原則である人権尊重の精神に反するような行為をいい、強制強要(職場での嫌がらせ)、親からの結婚妨害、名誉、信用の毀損なども含まれる。

【出典】

法務省「人権侵犯事件統計(年報)」、毎年調査、概ね6月公表

### ●指標の達成状況

【①基準値】※「基準値」は北海道総合計画策定時点での最新の統計数値  
平成26年(2014年) 19.9件(全国平均値16.9件)

【②目標値】

目標年: 令和7年(2025年) 目標値: 全国平均値

<目標値設定の考え方>

北海道における値が全国平均値よりも高いことから、あらゆる場を通じて人権に関する教育や啓発を進めることにより、全国平均値とすることを目標としている。

なお、この指標は、人権が尊重されているかを示すものではあるが、件数の増加は、人権侵害が増えている場合と、人権意識が高まったことにより相談件数が増加している場合と両方の理由が考えられる。

【③実績値】※「実績値」は令和2年(2020年)1月1日時点での最新の統計数値

平成30年(2018年) 12.6件(全国平均値15.0件)

<達成度合の分析>

基本的人権の尊重についての正しい理解と人権意識の普及・高揚を、道、市町村及び国が粘り強く進めてきており、人権侵犯事件数は、平成30年(2018年)実績で、北海道では10万人当たり12.6件となり、全国の平均値(15.0件)を下回った。

### ●データ

人権侵犯事件数(人口10万人当たり)の推移

(単位:件)

年	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
北海道	1,062	1,066	1,059	1,117	1,112	1,087	951	835	841	669
10万人当たり	19.2	19.3	19.3	20.4	20.3	19.9	17.6	15.7	15.7	12.6
全国	21,218	21,696	22,168	22,930	22,437	21,718	20,999	19,443	19,533	19,063
10万人当たり	16.7	17.1	17.6	18.1	17.5	16.9	16.4	15.2	15.3	15.0

基準値

実績値

